

土屋正義編輯

繪本石山軍記

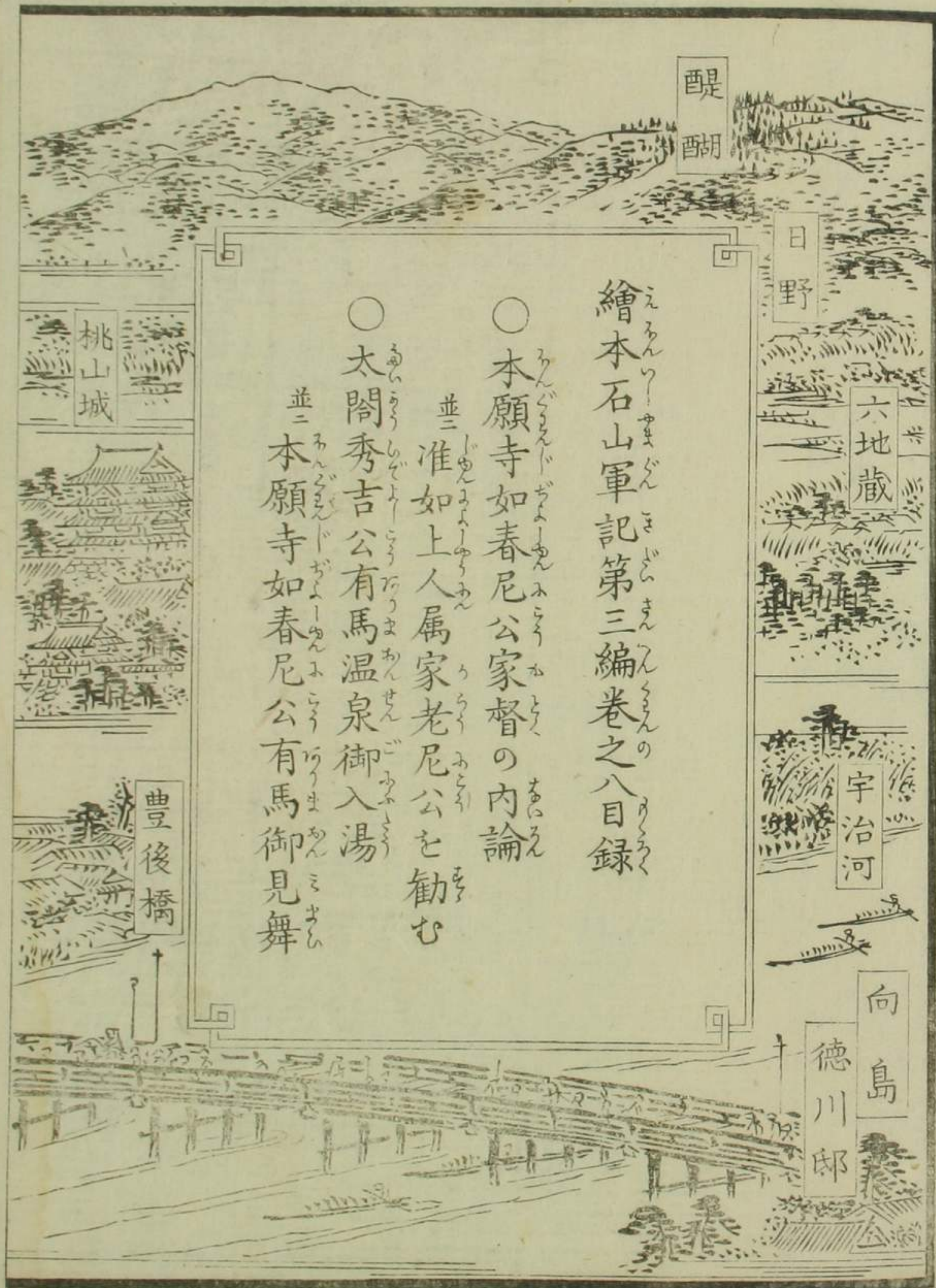
第三編

八

特
遠
2269
28



八遠 14 行
 2269
 28



醍醐

日野

六地藏

宇治河

向島

徳川邸

桃山城

豊後橋

繪本石山軍記第三編卷之八目錄

○本願寺如春尼公家督の内論

並准如上人属家老尼公を勧む

○太閤秀吉公有馬温泉御入湯

並本願寺如春尼公有馬御見舞



繪本石山軍記第三編卷之八

土屋正義編輯

○本願寺如春尼公家督の内論 並び准如上人屬家老尼公を勸む
 天運に協あ秀吉の軍配にさしる光秀も一戦に敗走はり竟つに介躬あハ
 坂本にも到たらず小栗柄の土民小妨害せる小名有家臣も主人を無あ共
 皆此所彼所に自滅をふり尚秀吉より殘黨驅立捕縛せる者も數あら
 ざらば帝都漸く静謐せるらバ秀吉直様上洛あり光秀一類誅代の次第
 一々傳奏を以て奏聞せる小獻慮を安め奉り都下住民の營業迄も
 渡世安堵の計は有らば主上に獻感殊に斜めらば頓に右府信長の怨討
 平げ帝都を平常せむる條は技群の勲忠賞を与へるらと四位の少將をぞ

石山軍記三編卷之八



○内府徳川家康公教如上人へ御慈愛
 並び太閤御前へ御拜謁
 ○太閤伏見桃山御殿より御他界
 並び教如上人に関東御陣見舞

任ぜ給ふ秀吉天恩を拜戴有て暫く京都に在留せし猶も明智の殘黨探索せしる此謂小先五畿内逮び南紀鷲の森本願寺に於ても光秀秀吉山寄の決戦明智方大敗に諸勇士の者過半當日に陣没し成刺へ大将光秀小栗栖村と郷民の為害せしし繚の轉未追々門徒の信者聞出して本願寺へと注進せしり巴頭如上人御親子を始め家老下間以下の衆中も轉此勝敗に心を痛めし光秀の勝軍とあはば前託違背の憎を根に持信長の如く攻来らば所詮籠城ハ協ふをせず如何ハせん危踏有しに秀吉十分の勝利を得し逆臣一黨滅亡し聞て恰ら俺軍に勝心地ありて歡び比ぶるに物こそあは宗門愈繁昌の瑞相雨降り地堅固譬の如く最早危

か氣有べうしづい一同酒宴を催しして笑きめり茲に於て教如上人ほ々表向の御託言願上せん庭田勸修寺の御兩卿まで此趣きを稟し上給し尚亦羽柴家へも内意を以て執奏の程頼み入給し素より秀吉此扱ひを豫め契約せしし繚ゆ秀吉早速御兩卿の方へ自ら参上有て稟さるは先達て光壽教如の繚石山退城不承引の儀ハ天朝ハ恐れ入べき非失に候し依之頭如御敬慮の程恐き憚り親子の間勘當致さる候し信長父子既に逝去の上ハ哀れ天意の御仁恤を仰ぎ奉り勘當の儀御免赦蒙らば頭如父子の歡びハ稟す迄あはく屑あはぬ秀吉に到るまで天恩慈愛忘らざり候し只管御兩卿の執奏宜し御愛ひを希ひ候し稟さる上下武徳を顯し秀



玉堂画

本願寺
相續
評議
の
図



吉と謂旨趣ハ功有所の本願寺ふれど兩卿速々に御承知し給ひ
 御参内ありて奏聞に逮むる主上獻感有て勅免し給ふ兩卿直様紀
 羽鷲の森ふる本願寺頭如上人へ御書と以て光壽教如勸氣の事
 件天意格別に御哀憐を垂給ひ父子原の如く和親すべき様厚き
 御啟勅下り候ふに就此旨達すべしと文面なり是偏小秀吉の情之
 とて御親子御歡び大方あらず今ハ御同住も誰憚らず然門徒の
 輩愈歡び中には泉羽泉南郡貝塚のト半鷲の森へ来りて稟しけ
 るは最早向後當宗門に於てハ滅亡せんす障碍も亦く恁五畿内
 平定致せし上ハ恐怖し給ふ敵徒も亦く近き内万乞貝塚御坊へ御
 歸住ありて御化度あはば自他の満足此上ありと思ひ入てぞ願はま

々もバト半ハ上人へ忠節竭せし人ゆへ亦勸め亦黙止難く原来
 鷲の森ハ南に衝出し衆庶を聚むる要地ありあはねバト半の願
 ひ小任せ御移住有べしと御答にて竟に天正十年七月四日紀羽鷲
 の森御防を出給ひ兩上人御真影を守護し給ひ泉羽泉南郡貝
 塚へ移らせ給ひ専ら門徒を御勸化ふさきて此所に三年程御居
 住あり今貝塚の願泉寺と云ハ兩三年御住居有ける所とくや時
 に亦天正十三年乙酉閏八月十三日兩上人はを撰羽天満川寺へ御
 移住あり願泉寺ハ則ちト半へ亦依附屬ふし給ひつゝ今に泉羽の
 名刹と繁昌す今般撰羽へ御移住有しハ此節秀吉諸國の敵徒を
 切鎮り閑白職の極官に昇進し給ふ實に古今希有の御立身あり然

る所紀乃根来寺の衆徒並び小同國の國人を征せんとして軍馬を指
向給ふに就て貝塚ハ往來の街ふるゆへ不時の狼籍も有んとして秀吉
公より御懇命に依て御移住させられたるなり厥ち當所に御堂建
立し給ひ今の佛照寺則ち是あり偕亦天正十九年豊臣秀吉公
竟に天下一統一給ひ往時應仁年中より以来日本悉皆戰國と成て
京都將軍の武徳を輕んとして況や王命に伏後せざれば我意を揮ひて
國郡を掠奪ひ合戰止時無りたるを信長暫くハ戰勞尽して天下一
統の大功を立んと既して偉業六歩に到らんとして測らざる卒に落
命有しに秀吉公天命の歸する所此時に當りて四海武徳を一洗
し万民泰平を樂しむ代と成依之秀吉公本願寺にハ先年盟約

御違ひあく忝くも豊公大擅越しとあし給ひ京都西六條堀川
に於て本願寺を御再建有し天正十九年辛卯八月五日顯如
上人教如上人御一門撰乃天満を御立有て京都新御堂へ移ら
せ給ふ抑洛陽東山大谷本願寺ハ中古寛正六年焼失ふして凡百
二十七年再建あらず然るに今般御造建有緯全く秀吉公乃
仁徳に依る所あり一向真宗永昌の證ありとして諸國の門徒男女
參集して御移しを祝ひ壽き奉る然るに翌年改元有て文祿元年
壬辰年とある此年冬霜月廿四日顯如上人御年五十歳にて卒中風
にて御遷化あり時に豊臣大閣秀吉公にハ朝鮮國征伐の為り
諸軍勢を彼地へ渡らせ御身も肥前名古屋に御出張あり依之

新門教如上人より御父上人遷化の容子を飛脚を以て言上おし
給ふ大閤御聞有て悼まき直様御跡教如上人へ相承の御朱
印おし下されたる其文に曰く

門徒門跡不慮の儀是非おき次第言語に絶し候し就中各方
惣領の儀おまげ相續有て法度以下堅く申し附勤行怠慢お
當家相立覚悟肝要に候し然れ本門跡本坊へ相移らるれ介方
館に理光院を移し北の方相添らる一所に之ありて然る候
小奥門跡並びに理光院引廻し母儀へも孝行最しに候し尚淺野
彈正施藥院木下半助に申すべく候し恐惶謹言
文祿元年十二月十二日
秀吉 御朱印

本願寺御門跡

太閤より別に教如上人の母公へ下さきたる御章に曰く

門跡遠行の事は非もおき次第申し候し候し様もおき候し去る
ら能子達御持候へども果報者にて候し新門跡惣領の事にて候
し小伝跡を継家を諷ざるに覚悟せらる本坊へ移り今迄の如く
申し附新門主の所へ理光院を移し其方も相添れ之あつて然
るべく候し尚扇口上に申し入候し穴りこく

十二月十二日

秀吉 御朱印

北の御へ

斯の如くおし下されたるおまげに教如上人有難く頂載し給ひ早速

本坊に移り給ふ本願寺別當職に備はり給ふ是まてハ教如上
 人御遠慮有て御堂の北地に館を修ひ別に御住居ふし給ひらる
 今度本坊へ移らせ給ふに就御母公如春尼とと御舍弟理光院光
 照初名阿茶丸と申し奉る御母子共小教如上人住給ひ北地の別
 館へ移させらる然るに理光院殿属の家老門徒の老僧寄會て評
 論立て云く教如上人本坊御家督の儀ハ順道に似て條違ひ小候
 もん是ハ正しく理光院殿こそ本願寺相續し給ふべき當人ありと
 母公如春尼公へ勧めける下より斯稟し出す議論も亦以謂亦無に
 一もあらば天正八年石山退去の砌頭如上人ハ四月九日の頃子細ふ
 く御退去有ら共新門跡教如上人にハ同年七月廿八日迄御在留

あり最も這儀ハ教如上人も信長の奥意を怖畏ま給ひ謀略を巡
 一給ふ雖も門徒の中はハ心策を曉ぬあり加之石山御退去乃
 後ハ表向御勘氣披露し給ひらる信長始め公卿方より御察
 度ありて新門跡緯家嫡惣領勘當あは本願寺別當職相續人ハ
 誰に譲り給ふあはんと庭田勸修寺御尋ね有し時頭如上人その
 節仰せらる様ハハまが如弱く候へども相承せむ者ハ末男に候ハ阿
 茶丸と稟す譲り候ふと先に御返答し給ひらる最も頭如上
 人の御子にハ男女五人を儲けさせ給ひら嫡男ハ則ち教如上人あり次
 ハ二人も公主に在ます四男を阿古丸殿と稟しけるが興正寺證秀
 の養子と成御法号を顯尊と稟し奉り已に門跡に任ざら給ひ興

門跡とて稟し奉る依之五男阿茶丸當文祿元年に到つて殿へ譲與し御年十七才に成給ふ

給ふべきの御存意あり譲り状まで認め給ひ一が教如上人御勘氣免

捨の上ハ嫡男と謂ひ新門跡小立給ふ緯ゆ御家督相續と勿論あり

然れバ御父頭如上人に談御勘當ハ唯表向計り亦御譲り状乃御

沙汰とて斯の通り乃次第とふれを厥ち驚の森より御轉移とて貝

塚天満川寄京六條と所々御革轉の繁雜につき是等の儀も御失念

ふされたる所今年霜月廿四日卒中風にて卒に遷化給ひたるゆ

御遺言の儀も曾て之ふく然るバ先年の御譲り状を以て御家督は

理光院にこそと内々評定に述びり此時御母公の如春尼公ハ何

方も御一腹の御實子あがる殊更阿茶丸殿を愛顧一給ひ諸人の評

と幸ひ譲り状を正證とふく家督を阿茶丸殿に定めんも

の頻に思召立水一共既大間より仰せ渡さる緯今更家督

愛改願如何稟一出人やと屈託一給ひ北地の館に居給ふと雖

も一向御心樂思き理光院殿属の面々ハ只願御母公を勸

め奉り本門跡御遷化の砌り何共宜ハざり故教如上人深理

を御存知本坊に移らせ給ふ謂きあ最も御惣領と稟し

あ假し父公の御心背き御勘當蒙り給ひ緯本願

寺御相承居難く候勿論談御勘氣の訳柄ハ唯表向計り乃

儀候も其表向御大事に候内證御勘當有とも

表儀吹聴如何様相成儀に候肝心の世上

一之と言廣げ天廳武將まづも披露の上諸國の門徒も一同承知す
御不興を請給ひ一は是非あし假令御免許得給ふにもあまふ名
ハ永々消す候をん然らば御家督相承の儀ハ憚り有緯に存トる
と尚も御母公へ勸め込々まバ母公ハ素より阿茶丸殿へ本坊別當職
に居んと思ふ親子の間も別隔あまバ勸めの趣き御意に協ひ
万乞今一應歎願せんとの便宜を臨み給ふに頃日大閤秀吉公に
於て九品肥前名古屋の地へ出張ありて御留主ふれぞ御歸洛あ
くては協ひごころと暫く時節を待給ひたり

○大閤秀吉公有馬温泉御入湯 並びに 本願寺如春尼公有馬御見舞
本願寺如春尼公に々万乞家督の儀を願ひ直さんと頻に心苛給ふ

雖も大閤の嚴命大山より重くして普天の下誰う背く者なく悪く言
上に述べ時にハ本願寺退轉の條にも成やせん種々御心碎り小所
に翌年文祿二年の權大閤漸く御歸洛まじりて撰刃有馬の温泉場に
數日御入湯を倣給ひ御保養有せられはるは是ぞ便宜の時節あり
とて如春尼公有馬へ御見舞と号し京六條御堂出立し給ひ撰刃有馬
へ趣きまつ大閤の御目見免されはるは大閤殊に御機嫌厭し顕如上
人の吊ひを仰せ出さるは其方にも嚙力落しあふん去あが新門主相續
在るハ定めし先師も満足とるべしと上意有ける仰せに縋りて尼公拜
伏して稟さる様ハ恐小ぶが嫡子教如の儀ハ先住の心に協はざりた
あり謂に本願寺相續の緯ハ理光院へ譲り状致し置候ふ哀れ御慈悲

の御下知を以て先住の本意に達し候ふ様偏に願ひ上奉りぬと落涙
在て稟されりバ大閤御聴有て仰せ々々跡目の定例に於て沙汰せし
むろハ貴賤もハ惣領男子相續す教如相承有緯順道ありばや兄を
超る弟が家督に直るハ是逆にして非禮非義あり夫逆も先住の心小協
るに未期の遺言にても有る且平生寺門の法度も有べきも夫を以
て相續せざるべしと宜ふ尼公愈落涙して稟されたるハ本願寺相續仕
る舊例ハ祖師親鸞上人より以来嫡子の者に相抱るに唯余子の得失
之器を考へ宗門永續の可否を撰て代々兄弟と論ぜりて相承乃中に
ハ數多之あり候ふ且亦先住頭如入寂の緯卒中風にて果らま候ふゆへ
未期の遺言とてハ之ふ候ふ然れ共認め置水讓り状ハ理光院光照

の緯に候ふ教如緯ハ惣領に候へども一旦父より勘氣を蒙り世に不孝
乃名を流し候へば本願寺の別當職に致す緯ハ祖師の遺訓り昔ま
候ふ親鸞聖人の長男在りて共長子を閤き次男に生れ給ふ修覺
坊に讓り給へり亦八代目蓮如上人に御子二十六人を儲け給ひて御
男子數多御座り候ふ是も惣領を閤き給ひてハ男實如上人へ
讓り給ひて候ふ皆是余父の命する所依り本坊相續せり候ふ緯
ゆへ此趣き御聴届けあり下され父命の如く仰せ附らせ給へば法
燈宗風佛意に協ひ御慈悲の余光此上あり女子の差出ハ宥させ給
へば辨舌を廻し涙と共小例を引つ願をもりバさしも大勇の大閤秀
吉公も尼公の落涙り困り給ひ寂御心に思ひ召るる俗家の相續人

八事替り宗門要領の法主ふれど之を省立ると云も理ふきに非
一腹一生の實子兄弟あるに其母の躬として擧廢を望むハ寺門の式
法に任すべしと訴ふ依小御免許一給ふ尼公ハ有難しとて歡び勇ま
き翌日御服を戴き洛へ歸らる依之大閤より御使を以て聚樂閣白
秀次公まで右の趣き命せられしうば秀次公早速如春尼公を御所へ
招き則ち轉末糺聞一給ふに尼公言上ある緯前の如く此時先住
の譲り状を出さる秀次公も御一存に計ひ難く再び大閤より教如
上人の方へ退職せざるべき旨命ト給ふ家老門徒等大きに驚き是
は御無躰なる御上意りな一應大閤へ御願ひ有べしと一同勸め稟し
立々まバ教如上人思慮ありて曰や一既り大閤の嚴命下れる上は

是勅詔に異なる緯か一強願を違背の罪受却る宗門の障
と索めふん假令亦歎願して理を立る則ち慈母に背くの不孝と成
る唯宜く命に相従ひ質素に退職ふすに如べしと殊に僧の躬
に家督を論ずる凡俗の欲心に等しかるべし原来本寺相續の儀
ハ宗流弘通ありしめん為ふり莫く俺而已に限るべしや祖師の御
血統に絶たば宗門に於てハ別事有べしと一應の不審も逮び
給ふ同年九月二十一日教如上人本寺を出給ひ御舍弟理光院と入替
り始めの北なる館小移住在し先御隱居の格に御座し同く
十月十四日理光院光照十八歳とて本願寺十一代の別當職とあり是を
准如上人と稱し奉るふり教如上人北の館へ移り給ひより御遠慮旁

宗門を出入し給ふ事裏門より御出入有ゆ人御裏様と稟し習俗
より東本願寺を御裏と号すあり亦一説あり教如上人御隠居の
地ハ御堂の北方に館を設く御堂ハ南小有て日表あり御隠居ハ北有
が謂ハ日裏より教如上人御隠居の御躬ふれど家老を始り門徒中御
本寺参詣の歸るもハ御隠居の佛館に拜参して本寺に替らず賑ひ
一ツ日裏の以謂を以て門徒中御裏様と呼習俗ハ本寺を御表様
へ詣ると云馴る依之東西と別き給ふ後ハ此名更に有べり一ツと云
談説實ふる思ふ者亦大閻秀吉公に再び肥前名古屋へ御出
陣ありて朝鮮の軍配と做給ふに豊臣家の威光歎すべき者あはま
有功の諸大将對ひ戦へど日本勢大ひ勝軍とあり朝鮮悉く御掌

に入る所大明國より愛ひを入る日本朝鮮和睦を願ひたまはば大
閻誓約の上より御承知あり諸軍兵と呼戻されて彼國乃使者を
待給ふとて御歸陣まゝ伏見城に入せ給ふ時了文祿四年の春
乃辭とぞ

今年二代閻白秀次公にハ段々御身持放蕩にして數多乃美
女を側妾々給ひ日夜酒池肉林の酔狂に沈み閨中色慾の娛
樂に溺ま御父大閻伯父甥ある御義理合の間憚りあはく亂
行の廉々累りたるより大閻より附家老と差添給ふ木村常陸
介忠臣木村長門守を始りて忠良の家臣類を犯して諫言數度
に逮ふと雖も更に御躬の破滅を慮りあはく放逸弥増長せらる

豫て内心に一物を挟さめる石田治部少輔三成ハ大閤御取立乃
 躬に有るが、竊り主家の傾容を窺ひ事に臨んで非企を設
 と了事介機を氣配るも秀次公の御躬乃放埒三成心に得たり
 と歡ひ竊に大閤の御前に出る能辨に乗して諛言せしむ大閤
 にも秀次公不行状のうつくひ夙に聴給へぬも非ざれども寛宥大
 度の君ありなれば鎖細の緯と棄置れり多くの側妾愛せり
 る中に或ひる他の渾家後家の類ひ或ひる敵方の女子余類の婦人
 を理不盡に召寄騁らるる段貴尊高位の御身乃上には似合
 らぬ緯共ふれ其躬而已の御父君の御名に抱たる瑕瑾ある
 一と忠言を諛謀おせば大閤も石田の言上する所道理至

極に思召々まば郡主馬亮を使者とて聚樂の御所へ趣
 一め一々箇條を糾問せし給ふ尚此外に秀次公の行作に大閤御不
 審の條二箇條あり誤柄秀次公御返答の條立ず依之大閤御憤り
 強く軍兵を指向討取んと給ふ木村常陸介以下の家臣秀次公
 を紀刃高野山へ落し進しを僉々聚樂御所に火を放ちて稟し
 譯の為に生害ふせり然れども大閤御怒り治まらず秀次高野
 僧坊に居る屠腹稟し付く首級持歸れ福島左衛門督正則
 に仰せ度き高野山へと到らめ給ふ罪重き者も該靈山に入
 大師御入定の結界の徳に必死極難の罪人も助る有秀次公を
 大閤の怒りを遁れんと聚樂の御所を脱出給へど野山の掟も大閤の

嚴命に主路の一途に出る緝能も竟に坊舎に福島を迎へ痛
 ハーも二十八歳を一期と空く屠腹して果給ひくも正則則ち
 御首級を打奉り持歸りて大閤の御覽に入る大閤尚も御憤り深く
 彼側妾とる三十六個の婦女子 前田小述る光秀の女子織田 信澄の後室も此中に交る 食悉く慙
 殺せしむ秀次公の首級と共に之を埋め世に畜生塚と名を号し
三條通小橋少シ西南側に 秀次公の墳墓今に遺り 最も秀次公の行状宜しと雖も是
 偏に石田三成の佞諛より大閤の御憤りを煽動しとる者り秀次公
 不明の君にも有世に父と相續せしむ則ハ三成謀反を企障と
 成バ強く大閤へ諛奏ふして豊臣家の嗣續を断ん計較あり既り
 文祿二年 癸巳秋大閤五十八丈の御年にて淀君の御腹に公達御誕

生あり御名を秀頼公と稱奉り大閤御齡召ての幼君ゆへ一入
 御寵愛深く有せしむる石田密りに秀次公近習の者へ手を廻して風
 評せしむる大閤御幼君儲け給ひより聚樂の君ハ退職せし
 幼君秀頼公を関白と大閤自ら御後見の思し召と故意秀次
 公の御耳に立様近習を以て風説せしむ秀次公ハ石田が奸謀と
 知給し義子と實子の隔を付るを安託世の人情然も有る
 迎も疎まらるる俺躬ありせぬ歡樂榮花の渥を盡して飽果らるる後
 を省むるやと風説虚説の糾も亦疎忽の次第あり
 奸謀に陥れハ痛ハ亦疎忽の次第あり

○内府得川家康公教如上人御慈愛 并び大閤御前へ拜謁

時に本願寺教如上人にハ文祿二年の春御隠居今に御躬を慎之蟄
 居給へと關東の大主徳川内大臣家康公ハ當時豊臣家の御大老にて
 去ル天正十四年の頃より秀吉公の御親類と成せ給ひ伏見御在城と仕
 給ふ後ハ前田大納言利家卿諸共伏見に御第館と修ひ給ひ御定府小
 勤仕まゆりたる最も本願寺上人御親子にも殊小御懇意ありたるハ今般
 教如上人思ひ懸ふく退職御隠居亦給ひ式日始め臨時の御登城も
 大閤の御機嫌を憚り給ひ故意出勤と止り給へバ家康公之を氣乃毒
 に思ひ召れ御館へ上人を招き寄らと懇ろに心添を稟入給ふや貴
 僧測らざる退隱蟄居の為体嘸々本意ふくと思はるるハ是大閤此
 御依估具肩も非ず然るに九刃御凱陣の御歡びも稟されぬと遠慮

却く無禮とあるハ御詫旁登城せり御歡び言上ありて然る
 ぞ然あふ御目見ると仰せ付らと御躬の為にも宜しうんと諾御
 懇切に諭し給へと教如上人御拜承ありて命せの如く負道介心もつき
 候へとも押て登城も憚り有と存し實は心あらず罷り在候ふ此ハ御
 懇命に相繼り登城仕るべく候とあり家康公座中と視遣給ふに
 織田有樂齋信長公の弟出座せられらと執奏の儀と命せられら有
 樂齋畏つて命に随ひ執奏致すまこと領承す家康公は教如上人
 と種々御饗應を盡し給ひ京都六條へ歸し給へり恁く後織田有
 樂齋登城の序大閤の御前に於て奏しけるハ教如上人御歸陣乃
 御歡び登城仕り度と願ふ候と聞去隱逸の身分を顧み御機嫌

教如上人
秀吉公小
泰調の図



有楽斎

教如上人

玉堂画



秀吉公

の程を憚りあかむ伺ひ奉り吳候ふ様某を以て上意御窺ひ奉るし
奏す大閤聞し召て御機嫌よく遠慮にハ速ぶなうらに登城致さす
なると仰せ有らば有樂齋畏つて其趣きを教如上人へ達せしむ
まば涉に船得る御歡びて教如上人伏見へ御登城あり則ち有樂齋
乃執次はく大閤の御前小出給ひ大閤御覽して傍近く召れ教如隠居
稟し附する粹然とて心無やうに思ひつらん併し是ハ母儀の願ひと謂
ひ先任の譲り状を以ての愁訴如何とも裁判是非に速むず最も先住
御躬と勘當の粹介仔細推量あすは雖も夫ハ内證表向の法を以て
相續の儀を願ひ出ぬまは譲り状を拒まん力もあく形の如くに稟し附
しるあり亦教如も之を論ずる時ハ不孝の名を取て益あく母の望に

應かろし孝道あり何きも本願寺の宗風と末永く繁昌相傳も
らば祖師への孝養満足あらん音ず疎畧に思ふをうず亦々その
中には宜しく執計して佞も一寺の住持と做べしとて御懇情の上意
有らば教如上人拜承平伏ありて是ハ有難き御上意既り宗門退
轉も速ぶの所君の御仁徳を蒙り候ふ再び洛に本寺造立あし下
され宗門繁昌に速び候ふ粹優曇華の咲出ると稟さん門徒季
々の者に到るまで大慶至極小存ト奉れが争家督の儀に寄るら
らば唯本願寺相續不退轉の粹の頼み候ふ儀に御座候へを拙僧
隠居仕り候ふ粹何に殘心有べく候まはと詞清しく言上し給へば
大閤聞し召つて感稱ましく神妙の稟し今然も有るし向後を度々

登城致さるるに御茶を下し置れ残る方ふく上首尾
 にくる京都へ御歸り有けるに依之大閤思召々々ハ方乞かの
 教如上人とし一寺住職に執立得させんと御心中に懸させ給ひ一其
 外國軍事ハ止と雖も未だ暇与の和平に到ず然るに慶長元年
 三月日本朝鮮和平の條約破き再び軍馬を彼地へ差向け今般大閤
 御直々の進軍と己に介御準備に懸るを給ハ御用繁雜に御
 際ふく一寺造立の儀も其終と成て何の御風説も無り々々大閤に
 も疎意ふく思召々々より教如上人へ米千石を賜り懸りの有司
 へ仰せ度され大津の御米庫よりして上人拜納給ひとあり

○大閤伏見桃山御殿に御他界 並に 教如上人関東御陣見舞

諸も大閤豊臣秀吉公に朝鮮和平の條約破り彼地へ再び諸
 軍を渡らせ御躬も後より引續きて御渡海在るに準備の所大閤當
 年己に御還曆にて數年の御戰勞や積り出々人慶長元年二月の頃
 より何となく御心地例ふらず依之典藥頭に仰せ渡され診察せりや
 給ふ所に食御積勞の症と言上り了事介配劑して藥湯献す未だ
 打卧給ふに到るに共千鈎の御躬の上に在る種々御保養の方術を
 盡し暫く御渡海の儀も延引あり然れ共御病症衰老に臨み元氣
 弱らせ給ふのにや果々御快復も到らず丸二年余り御養生
 あり慶長三年 戊申七月中旬より頻に御容子悪く省へて竟に御
 病牀に臥給ひける御自身にも御心當り有る一日前田徳川の

両公を御病牀近く招き給ひ大閤御病苦忍びて曰ふ様子存生
せば朝鮮征し果さん翌にも没滅に速ぶ時ハ外邦取合ひ思ひも
寄らざる急ぎ諸軍に令して歸國を促し残す日本へ引取すを
就て秀頼幼弱にして水上の淡に等しき者最も賢愚の程も覺
束おく依て兩公秀頼の後見とあり天下の政事を預り給へ秀頼
の器量天下を保つべき氣象確る者と者込ハ天下の政事を任
給へ尙介器に能ざる者あらば他姓の者を嗣子とふしと俺
跡相續せしめ給はるべし夫天下ハ一個の天下に非ず則ち是万民
の天下おれば政務の器量に堪ざる者ハ譬バ秀次の如く自滅す
る一家一國の差別あるも雖も主たる者心得ハ皆一あり況や

天下を治めん緯ハ剛に過ず柔に偏ず理法權の三を節にせしむ
國亂立地に起る緯ハ各従来見聞せらる如く宜く秀頼の教育た
の女入として御声幽に述給はるまば兩公謹んで命を承り等しく
御答へ稟せられたるハ御幼君緯宜く補佐おし奉り御代御相續の
儀を計り奉らん併御心弱々敷落し給はる唯々御全快の程を初
り候ふと詞揃へ言上給へ大閤御安心の体にて眠りこま
此時忠臣片桐東市正且元ハ兩公次室へ下り給ふを省て末座に進
み出願ひたるハ御幼君の御後見乃儀を大閤御重病の中に御座
にとも御安慮有せらる様恐れおぼしめ兩公の御神文誓紙を賜り
大閤の御上覽に備へ給はらば大閤様始め御幼君御母子肩あぬ小

豊太閤
病床
二大老へ
遺言
のふ図



家康

且元



考吉公

利家

臣們に到るまで大慶之に過るる穽候とぞ思ひ入てぞ乞出され
まへ前田利家公ハ望みに任ま神文誓紙書認め給へま徳川家康公
ご御心裡に片桐望みの心底後日の證據に做んと為る種ありなり
まと察し給へども大閤御存生中おれが詮方なく等く神文誓紙書
ま認め兩公血判ありて遮与給へま片桐恭しく請取て頂戴き大閤
ごの御病淋へ持到り之を讀上て捧げたまへま大閤御歡び斜めあらず頃
に錦の囊に之を収め御臨終の期まで御首に懸給ふとぞ尚従夫御
や養生怠り有ざれ共定業の時節進まさせ給へま日々まに御食事を
す進まずありて疲瘦肉脱の御形勢に政所を始り御部舎の方々淀
ぎ君御母子附添進らせ御着病手を竭し給へども竟に慶長三年八

月十八日伏見桃山御殿に薨去し給ふ御壽六十二歳とりや大老中
ろ老諸有司ハ暗夜に燈火を失ふ心地し愁傷大方あらずい雖も往て
く復らぬ黄泉の客ハ秋の樹乃葉の散ゆくよりも尚便りあき人乃躬
のの上御遺骸を洛東阿弥陀が峯に御葬送ふま奉りたまへま當今
ご後陽成院勅号下され豊國大明神とぞ神號賜する時に幼君秀
頼頼公に於てハ僅に六歳に成せ給ふゆへ御後見として徳川家康公前
田田利家公天下の政事を計り給ふ所翌年慶長四年二月廿六日前田
利利家公に於てハ御年六十八歳にして大坂城中に御逝去より依
て徳川家康公御一人して天下の政務を主りて万民を撫育し仁政
をを施し給へま天下ま僉余徳りふづきりらま談時江初佐和山の城主

石田治部少輔三成ハ大閤御執立の躬乃上にて十八万八千石の高祿
 を賜り天下五奉行の筆頭とあり威ひ諸有司に超過せしむ
 内心謀反の望みを企前に手を廻して主君の養子関白秀次公を放
 埒せし大閤の怒りを煽動して竟に秀次を罪に陥して生害させ謀
 反の障碍を除きし所程なく大閤も御他界にあり徳川御一個の
 政事を着て茲ぞ大望思ひ立機應ふりと同役増田右衛門尉長
 盛大谷刑部少輔吉隆長東大藏大輔正房を始め豫て同心片腕と憑
 む小西摂津守行長安國寺惠慶の輩何れも三成の謀反に一味し得
 川家康公を討ちし厥ち主家秀頼公を無しものとして大望遂んと先
 関東の方に逆旗を翻し得川の後を襲はしむる同志の大侯談合ん

とて奥羽會津の大守ありける上杉中納言景勝の家老直江山城守
 と打談合主人景勝へ勧め込秀頼公の御憑と偽稱し下野國へ出
 張の趣き江戸表より注進頻りあり家康公殊に驚き給ひ伏見の城
 にハ老臣鳥居彦右衛門に兵士五百余人を残り留め頃ハ慶長五年子
 六月十八日數多の諸將を相從へ下野國小山と云所まで御進發有
 滞陣し給ふ楮談時本願寺隠居し給ふ教如上人ハ内府公の日来御
 懇切なる慈愛を蒙らる測ず會津御征伐とて野脇小山まで對ハせ
 給る去や御陣見舞に下向せんと同年七月下旬に到て関東へ参向有
 ざしとて上へ御届けの為奉行筆頭の人ふるゆへ石田治部少輔三成の居
 城佐和山へ立寄給ひ右の趣きを届け給ひるを三成ハ今景勝を手先に

遣ひ得川御父子を討じ一豊臣の天下を平吞せんと思ふ筈前際の際
に臨めば教如上人の下向乃届け八尚得川家へ間隙ある哉と大事を
工めば深く狐疑して出家の躬として陣見舞ハ御無用とんと唯一
口に何のほぐあく止めりたり

繪本石山軍記第三編卷之八

